

内水面における出荷制限や採捕自粛等の状況

(平成29年12月13日現在)

注1:開始時期は、公表又は要請を行った日のうち、早い方の日付を記載。

注2:特に断りのない限り、養殖により生産されたものを除く。

注3:特に断りのない限り、河川には支流を含み、湖沼には流入河川を含む。

岩手県

【出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
イワナ	砂鉄川	H24.5.8

宮城県

【出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ヤマメ	白石川(七ヶ宿ダムより上流を除く)	H24.4.20
イワナ	大倉川(大倉ダムより上流)※	H24.5.14
	名取川(秋保大滝より上流)	
	三迫川(栗駒ダムより上流)	H24.5.24
	松川(濁川及び澄川4号堰堤より上流を除く)	
	二迫川(荒砥沢ダムより上流)	H24.5.28
	江合川(鳴子ダムより上流)	
	一迫川(花山ダムより上流)	H24.6.22
	碁石川(釜房ダムより上流)	
	広瀬川(大倉ダムより上流の大倉川を除く)※	H24.12.6
ウグイ	阿武隈川(七ヶ宿ダムより上流を除く)	H24.4.20
	北上川	H24.5.28
アユ	阿武隈川(白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川と内川の合流点より上流、雉子尾川の金栄橋より上流を除く)	H25.6.27

※大倉川は広瀬川の支流であるため、大倉川のイワナについては、H24.5.14付けで大倉ダムより上流を、H24.12.6付けで大倉ダムより下流を広瀬川の支流として、出荷制限が指示されている。

【県の要請により採捕自粛】

魚種	河川・湖沼	開始時期
イワナ	名取川、宍戸川、本砂金川	H24.5.10

福島県

【撮取・出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ヤマメ	新田川	H24.3.29

【出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
アユ	阿武隈川のうち信夫ダムの下流	H23.6.27
	真野川	
	新田川	

福島県(続き)

魚種	河川・湖沼	開始時期
イワナ	阿武隈川	H24.4.5
	秋元湖、檜原湖及び小野川湖、長瀬川(酸川との合流点から上流に限る)	H24.4.24
ウグイ	阿武隈川のうち信夫ダムの下流	H23.6.27
	阿武隈川のうち信夫ダムの上流	H24.5.31
	真野川	H23.6.17
	秋元湖、檜原湖及び小野川湖、長瀬川(酸川との合流点から上流に限る)	H24.3.29
ウナギ	阿武隈川	H24.8.2
コイ	秋元湖、檜原湖及び小野川湖、長瀬川(酸川との合流点から上流に限る)、阿賀川のうち大川ダムの下流(東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く)	H24.4.27
	阿武隈川のうち信夫ダムの下流	H24.5.10
	阿武隈川のうち信夫ダムの上流	H26.9.16
フナ	秋元湖、檜原湖及び小野川湖、長瀬川(酸川との合流点から上流に限る)、阿賀川のうち大川ダムの下流(東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く)	H24.4.27
	真野川	
	阿武隈川のうち信夫ダムの下流	H24.5.10
ヤマメ	秋元湖、檜原湖及び小野川湖、長瀬川(酸川との合流点から上流に限る)	H23.6.6
	阿武隈川	
	真野川	H23.6.17
	太田川	H24.3.29
	猪苗代湖、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流	H24.4.24

【県の要請により採捕自粛】

魚種	河川・湖沼	開始時期
モクズガニ	真野川	H23.6.23

【県の要請により出荷自粛】

魚種	市町村	開始時期
ホンモロコ(養殖により生産されたものに限る)	川内村内	H23.7.20
ドジョウ(養殖により生産されたものに限る)	郡山市内	H24.6.20

栃木県

【県の要請により採捕自粛】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ニジマス、ブラウントラウト	中禅寺湖	H24.3.8

群馬県

【出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ヤマメ	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間	H24.4.27
イワナ	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間	H24.6.8
	薄根川	H26.3.12

【県の要請により出荷自粛】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ヤマメ、イワナ、ウグイ、コイ	赤城大沼	H24.9.1

茨城県

【出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
アメリカナマズ	霞ヶ浦、北浦、外浪逆浦及び常陸利根川	H24.4.17
ウナギ	利根川のうち境大橋から下流(茨城県内の支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦、外浪逆浦及び常陸利根川を除く。)	H25.11.12

千葉県

【出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ギンブナ	手賀沼及びこれに流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)	H24.7.19
コイ	手賀沼及びこれに流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)	H25.7.3
ウナギ	利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)	H25.11.12

【県の要請により出荷自粛】

魚種	河川・湖沼	開始時期
モツゴ	手賀沼	H24.3.12

注1:モツゴは文書による要請が3月23日。

注2:手賀沼では、漁協により、非食用のゲンゴロウブナ以外の魚種の出荷を自粛。

注3:利根川(本流)では、漁協によりギンブナ、テナガエビ及びモクズガニ(栄町地先から香取市地先)以外の魚種の出荷を自粛。